

おしらせ

令和7年10月 発行

大阪市都市整備局

淡路・三国東土地区画整理事務所

電話 06-6399-1392

FAX 06-6399-1476

■地区計画の案の縦覧を行います。

平素は三国東地区土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、前回(第69号)の「おしらせ」のとおり、7月30日～8月20日にかけて、地区計画の原案の縦覧及び意見書の受付を行いました。

今回、地区計画変更の手続きとして、地区計画の案の縦覧を次のとおり行いますのでお知らせいたします。

※地区計画の案の内容は原案と同じです。(次のページをご参照ください。)

●縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

●縦覧期間

令和7年10月30日(木)から令和7年11月13日(木)まで

※ただし、土曜日・日曜日・祝日は閉庁日のため縦覧は取り扱いません。

●縦覧時間

9時～12時15分、13時～17時30分

●意見書の受付期間

令和7年10月30日(木)から令和7年11月13日(木)まで

※地区計画の案について意見のある方は、大阪市長あてに意見書を提出することができます。

※なお、意見書の提出先は、上記縦覧場所(計画調整局)となります。

※ インターネットにおいても地区計画の案の縦覧図書を閲覧することができます。

閲覧される場合は、下記キーワードで検索していただくか、もしくは、アドレスを直接入力してご利用下さい。

【キーワード】大阪市計画調整局 都市計画案の縦覧

【アドレス】<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/>

(「新着情報・報道発表資料」の所定の項目をクリックしてください。)

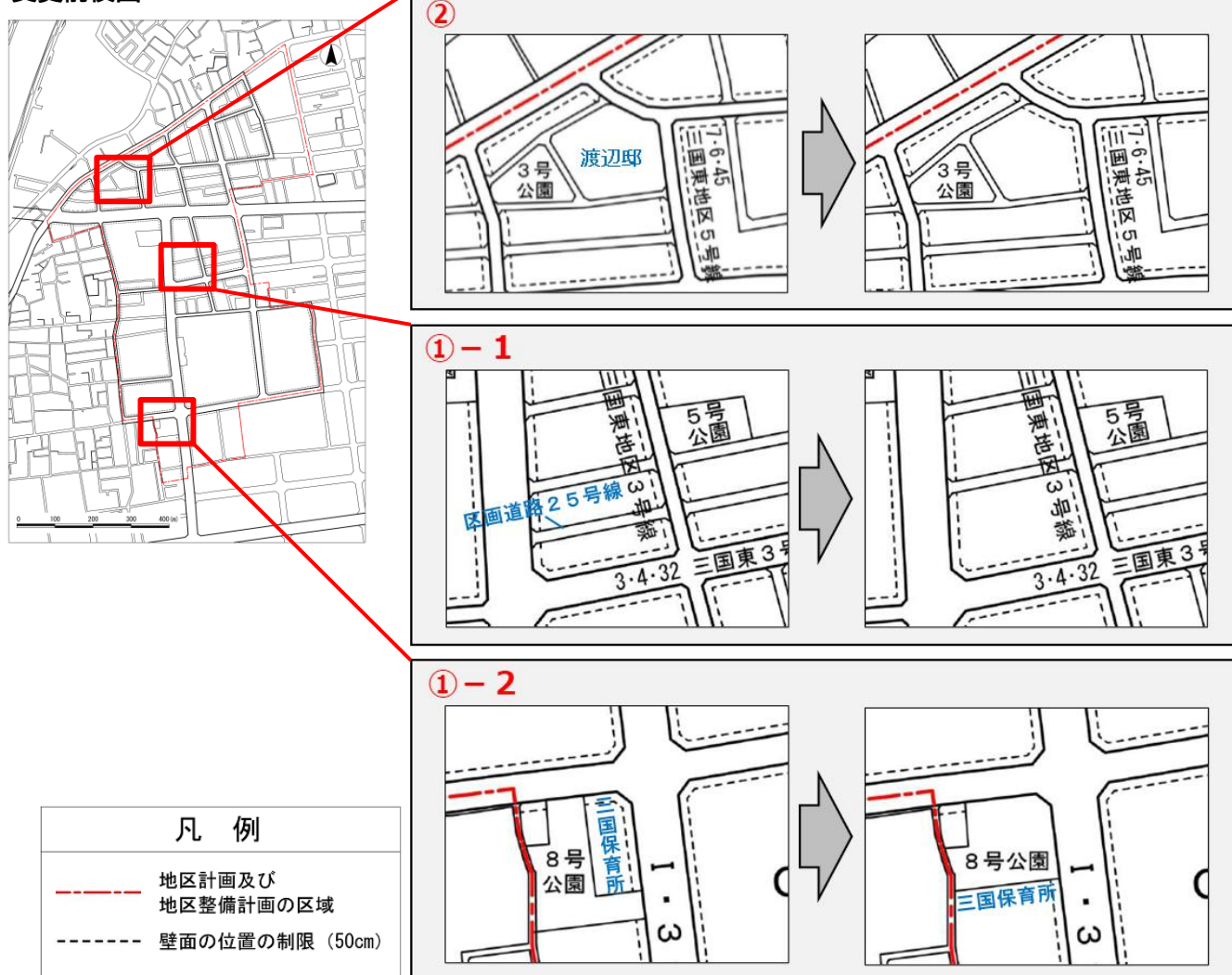
※ また、淡路・三国東土地区画整理事務所におきましても、地区計画の案の図書(インターネットと同じもの)を閲覧することができます。(事務所で意見書の提出は受付けておりません。)

■地区計画の案の概要(原案の内容と同じです。)

●建築物の壁面の位置の制限について

- ・ 三国東地区土地区画整理事業の事業計画が変更され、「道路の廃止」、「公園の形状変更」が行われたことから、当該地において壁面の位置の制限(50cm)を変更する。(①-1、①-2)
- ・ 重要美術品(建造物)である渡辺邸が平成 24 年に指定解除され、既に解体されていることから、当該地においても壁面の位置の制限(50cm)を追加する。(②)

変更前後図



■壁面の位置の制限について

三国東地区では、道路、公園等の基盤整備に加えて、調和のとれた建築物等の誘導を行うことにより、安全・快適で利便性の高い市街地環境の形成を図ることを目標にした地区計画が定められております。

地区計画では、快適でゆとりある空間を創出するために、下記のとおり、建築物の壁面の位置の制限を行っております。

<壁面の位置の制限とは？>

防災性向上や、ゆとりある空間をつくりだすために、建築物の壁もしくはこれに代わる柱を後退させる(位置の制限)ことです。

<壁面の位置の制限の内容>

原則として、三国東地区土地区画整理事業で整備する幅員8m以上の都市計画道路に面する敷地、かつ敷地面積100㎡以上の建築物の壁もしくはこれに代わる柱について、道路境界線より50cm以上の後退を行うものです。

また、建築物に附属する門もしくは塀で高さ2mを超えるものについても、壁面の位置の制限の対象になります。

<適用の除外>

次に掲げる建築物又はその部分については、「壁面の位置の制限」の規定を適用しません。

- ① 歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分
- ② 学校・公園等